

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026 年 8 月 1 日 ～ 2031 年 7 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間中に属する各年度において、男性の育児休業取得者を 1 人以上にする

<対策>

- 2026 年 8 月： 社員専用ホームページを利用して、社員に育児休業等制度について周知する
- 2026 年 8 月以降： 配偶者及び本人の妊娠・出産申出時に上司もしくは人事と面談を行い、妊娠期から復職後までの支援を説明し、育児休業等の取得促進を図る
※定期的に状況を把握し、対策を行う

目標 2：計画期間中に属する各年度において、年次有給休暇取得率を 70%以上を維持する

- 2026 年 8 月以降： 取得状況の確認を行い、計画的な取得の推進、取得日数が少ない社員への呼びかけを行い、取得を促す
※定期的に状況を把握し、対策を行う